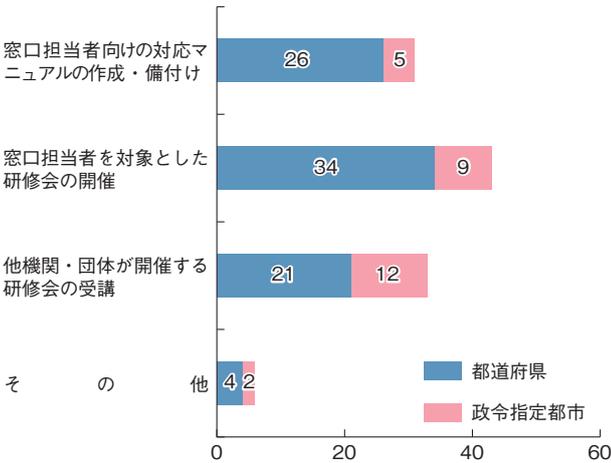


この観点から、都道府県・政令指定都市において、二次被害防止のためのマニュアルの備付けや市区町村職員も含め、各種窓口担当者に対する研修会の開催などの取組が行われている。

さらに、都道府県施策主管課において、他の部局や市区町村の施策主管課との連携のために、庁内連絡会議の開催、市区町村担当課長会議や市区町村の担当者に対する研修会の開催、都道府県独自のメールマガジンの発行などの取組が行われている。

窓口担当職員に対する意識啓発の実施状況
(平成24年度)



他の部局，市区町村との連携のための取組状況
(平成24年度，47都道府県中の数値)

	他の部局との連携のための取組	市区町村との連携のための取組
会議，研修会等の開催	41	39
メールマガジン等による情報共有	6	13
その他	6	6

2 内部・外部との連携の状況

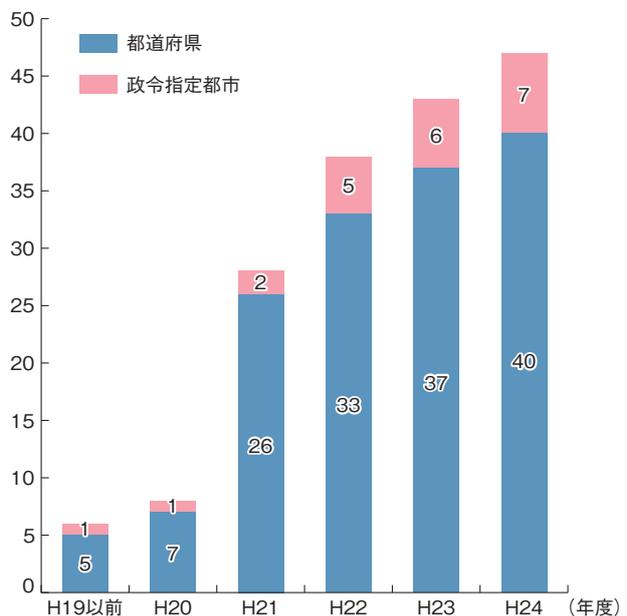
(1) 「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」の作成・活用の促進

地域における犯罪被害者等支援のネットワークを構築するためには、犯罪被害者等支援に携わる各関係部局、関係機関、団体等が、それぞれどのような支援を提供しているかなどについて、認識を共有している必要がある。このため、内閣府において、平成20年に「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」を作成・配布している (<http://www8.cao.go.jp/hanzai/kohyo/handbook/handbook.html>)。また、第2次基本計画にも、内閣府において犯罪被害者等への支援を行う際の留意点や関係機関・団体等の支援内容や連絡先等をまとめた「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称、以下「ハンドブック」という。）」の作成・活用等について要請することが施策として掲げられており（第4-1-(1)ア，施策番号141），様々な機会を通じ、地方公共団体に対して働

きかけているところである。

平成25年4月1日現在、47都道府県・政令指定都市においてハンドブックが作成されて

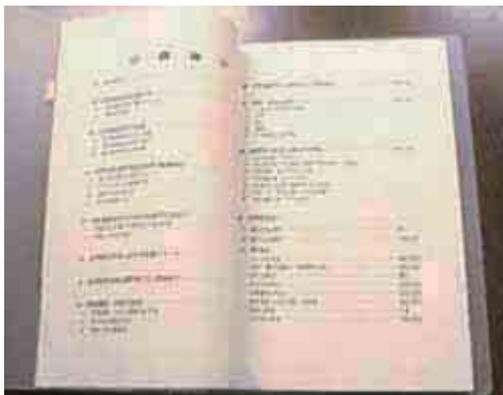
ハンドブック作成状況（累計）



おり、その内17都道府県・政令指定都市において、1回以上の改訂が行われている。また、作成に当たっては、制度改正等の反映を容易にするために差し替え式のファイル形式で作成したり、関係機関・団体の連絡先については毎年修正できるよう別冊にしたりするといった工夫を凝らしているところもある。

また、作成されたハンドブックは、関係部局や都道府県内の市区町村、関係機関・団体等に配布されるとともに、配布時に研修会を開催するなど、地域における犯罪被害者等支援のネットワーク構築に活用されている。

差し替え式で作成されたハンドブックの例(兵庫県)



(2) 地域における関係諸機関・団体間の連携

地域における関係諸機関・団体間の連携については、第2次基本計画上、「警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る」(第4-1-(10)施策番号154、第2章P69参照)ほか、検察庁(第4-1-(18)施策番号162、第2章P73参照)、教育委員会(第4-1-(21)施策番

号165、第2章P74参照)、精神保健福祉センター、保健所等(第4-1-(29)イ施策番号176、第2章P76参照)のように、関係機関ごとに連携協力の充実・強化が掲げられている。

なお、「被害者支援連絡協議会」は、都道府県警察レベルでの関係機関・団体などの相互の連携を図る取組であり、「被害者支援地域ネットワーク」は、個々の事案において、犯罪被害者等の具体的なニーズを把握し、よりきめ細かな総合的支援を行うために、警察署を単位とした連絡体制である。平成24年4月1日現在、被害者支援連絡協議会が47全都道府県において、被害者支援地域ネットワークが1,126(全警察署数1,174)設置されている。

内閣府において、各都道府県施策主管課(被害者支援連絡協議会の構成メンバーとされている各都道府県知事部局)に対して、被害者支援連絡協議会の構成機関について調査を行ったところ、平成25年4月1日現在の状況は下記の表のとおり、都道府県警察及び施策主管課はもとより、地方検察庁、日本司法支援センター(法テラス)、犯罪被害者支援団体が、全ての連絡協議会に共通する構成機関であった。児童相談所などの専門機関は、後述のように、連絡協議会そのものというよりは、特定の犯罪被害者等に特化した分科会等の形で、別途連携が図られている場合もあり得る。保護観察所、臨床心理士会、弁護士会、医師会などについても大多数の連絡協議会に参加している様子が見られるが、精神保健福祉センター、福祉総合相談センター、教育委員会等の参加は部分的にとどまっている様子が見られる。また、労働局、商工会議所が参加している連絡協議会もあるとのことであるが、犯罪被害者等の就労関係にも関係する機関・団体であり、他の地域においても、協議会とは別途であったとしても、連携をもたれることが望ましいと思われる。

今後とも、内閣府において、各地域でのより多面的な支援体制が構築されるよう、促していくこととする(なお、被害者支援連絡協

議会への構成機関に関するより詳細な表は、P229資料9-4参照)。

被害者支援連絡協議会の構成機関(抜粋・平成25年4月1日現在, 47都道府県中の数値)

構成機関	都道府県数
都道府県施策主管課	47
都道府県関係部局	47
都道府県警察	47
地方検察庁	47
日本司法支援センター(法テラス)	47
犯罪被害者支援団体	47
保護観察所	46
臨床心理士会	46
弁護士会	44
医師会	44
婦人相談所・男女共同参画センター・女性相談センター	41
精神保健福祉センター	39
児童相談所	37
その他	47

(3) 様々な連携体制構築への取組

連絡協議会のほかに、神奈川県では全国に先駆け、平成21年6月に県、警察、民間被害者支援団体の三者が一体となった「かながわ犯罪被害者サポートステーション」が開設さ

れている。これに引き続き、埼玉県においても平成23年5月から県、警察、民間被害者支援団体の三者が、同一施設内に事務所を置き、窓口を一元化する取組を行っている。

さらに、地域によっては、性犯罪被害者、少年犯罪被害者、交通事故被害者等それぞれ固有の支援のニーズが認められる分野に特化した専門部会・分科会を上記連絡協議会等に設置したり、県や警察と県産婦人科医会等関係団体との間での協定締結や、大規模事故発生時における関係機関団体による支援体制の要領づくり、具体的な想定事例に基づいた支援シミュレーションの実施等、きめ細かな連携体制の構築を図っている。

内閣府においても、各地域の実情に応じた連携体制の構築、犯罪被害者等支援の広報啓発活動を支援するため、ワークショップ事業を進めているところ、平成24年度においては、福島県、神奈川県、大阪府において、性犯罪被害者支援の観点での連携体制強化について様々な事業を実施した(下記コラム4「地方公共団体の取組(性犯罪被害者支援のための連携強化事業)」参照)。これを契機に、それぞれの地域における支援の充実が図られるとともに、他地域におけるモデルともなることが期待される。

コラム

4

地方公共団体の取組 (性犯罪被害者支援のための連携強化事業)

内閣府においては、平成24年度「地域における犯罪被害者等支援の普及促進(ワークショップ)事業」を活用して、福島県、神奈川県及び大阪府の3府県との共催で、性犯罪被害者支援の強化、理解促進のための事業を集中的に実施しました。このワークショップ事業は、実施県による主体的な企画案を基に実施するものです。平成24年度に3府県から性犯罪被害者支援強化という企画が重なったことは偶然でしたが、内閣府としても、平成24年版犯罪被害者白書において性犯罪被害者に特化した基本計画上の施策を特集とした等、性犯罪被害者支援の機運を高めたいと思っていたこととも、ちょうど合致しましたし、それだけ各地で、性犯罪被害者支援体制が課題となっていることがうかがえました。

3府県の企画は、いずれも性犯罪被害者支援強化を目的するという意味では共通していたものの、各実施地域の支援体制の状況が異なっていたことを受け、以下のようにそれぞれの企画の力点が異なりました。

1 「性暴力被害者等支援強化のための研修及び広報事業」(福島県)

福島県では、性暴力被害者支援のためのネットワークを強化、充実するため、各機関と連携し施策に取り組んでおりますが、性暴力被害者については、支援従事者にもどのように対応すれば良いのか分からないなどの不安があることが分かりました。そこで、それらの不安を取り除くこと及び被害者等を取り巻く状況等について学び、スキルアップを図ることを目的に本事業を実施しました。

まず、研修会を、相談支援員向け、教育関係者向け及び医療従事者向けと分けて開催しました。また、被害者やその身近な相談相手となる可能性がある10代女性向けと、その保護者向けにも研修会を実施しました。それぞれ、性犯罪被害に関連して、被害者の心理、刑事事件捜査、医療従事者の役割など、多くの講師の先生方に御協力をいただきました。

加えて、支援の要点をまとめたリーフレットを各支援機関・教育機関向けと、医療関係者向けと2種類作成、配布しました。

福島県においては、平成25年4月1日から県警、産婦人科医会、民間支援団体が発足させた、SACRAふくしまという救済機関とともに、この事業の成果を生かしながら、さらなる支援の強化、充実に取り組んで参ります。



リーフレット

2 「性犯罪被害者支援強化のための研修及び広報事業」(神奈川県)

神奈川県においては、既に県、県警察及び民間支援団体が県産科婦人科医会と性犯罪被害者支援について協定を締結しているため、ネットワーク化がある程度進んでいた地域であるといえます。その上で、産婦人科医師、看護師等の医療従事者において、さらに適切な保健医療・福祉サービスが提供されるよう、この点に焦点を当てた研修を実施しました。研修での講師は、ともに内閣府の「性犯罪被害者ワンストップ支援センターの開設・運営の手引(仮称)作成委員会」の構成員であった、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会総合母子保健センター愛育病院産婦人科部長の安達知子氏及びまつしま病院看護師長の小竹久美子氏で、性犯罪被害者の診療等において必要な配慮等についてご講演いただきました。



カード



ステッカー

また、性犯罪被害者が来院された際の参考としていただくため、性犯罪被害者への対応にあたって配慮すべき事項や神奈川県警における緊急避妊費用等の公費負担制度など各種支援等を掲載した、産婦人科医療機関向けの手引き等を作成、配布しました。

これに加え、実際に被害に遭った方が支援を受けやすい環境を醸成するため、被害者が手に取り、相談の電話をかけやすいよう、県・県警・民間支援団体で運営している「かながわ犯罪被害者サポートステーション」の電話番号等を記載したカードやステッカーを県内産婦人科医療機関、商業施設等に配布し、女性用化粧室等への配置をお願いしました。

3 「急性期性犯罪・性暴力被害者支援のための府民向け広報啓発事業」(大阪府)

大阪府では、全国に先駆けて、病院内に性暴力被害者支援に特化した相談センターが設置された「ワンストップ支援センター」である「性暴力救援センター・大阪」を軸に、警察その他の関係諸機関、支援へとつながる基盤ができていたことから、予めいろいろな方々に性犯罪被害の実態と支援体制について知っておいていただく機会とすることを目的に本事業が実施されました。

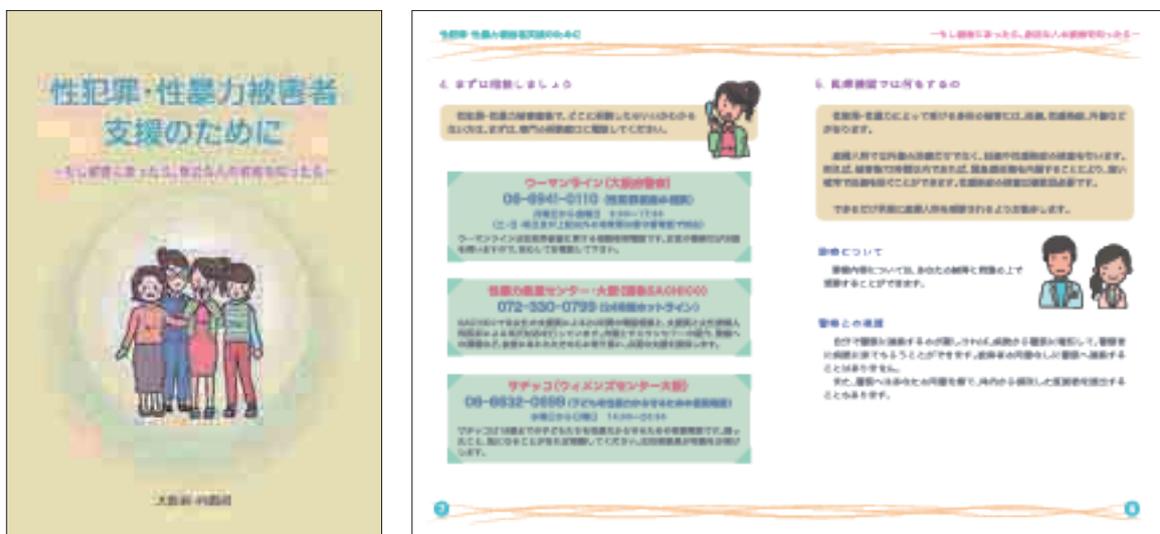
一つは、「性暴力救援センター・大阪」代表の産婦人科医師加藤治子氏、同センターの相談センター機能を受け持つ「ウィメンズセンター大阪」代表高見陽子氏及び大阪府警察本部職員を講師とし、それぞれの支援の実情等について講義いただく府民向け講演会を開催しました。

また、身近な人に知っておいて欲しいこと、気をつけて欲しいことについて広報啓発する「もし被害にあったら、身近な人の被害を知ったら」というリーフレットを作成し、府民へ配布したほか、府内の高等学校や支援学校にも配布し、教育現場での活用を促しました。

本事業の遂行によって、上記のような講演会の実施等、企画事項の完了自体に留まらないメリットもありました。例えば、福島において、リーフレットの作成のために関係者間の話し合いが進み、今までまだ警察に届け出ていなかった被害者が、産婦人科に来院後、警察への通報を決めた場合、犯罪地を所轄する警察署署員が証拠採取のための用具などを持って到着するまで待たなければならなかったところ、各県警において、当該医院の最寄り署がとりあえずの対応をして本来の所轄署につなげる体制に

変えていただくことで被害者及び産婦人科医の負担軽減が図られることとなりました。また、大阪府においても、学校に届けられたリーフレットの活用方法に関するアンケート結果からは、リーフレット配布以前は、教職員としても把握していなかった性犯罪被害者への医療上の支援や警察での対応等、将来的に、様々な情報を必要とする生徒・保護者を支える上での備えとして保管される状況がうかがえます。

他地域においても、それぞれの実情に応じ、取り入れられるところは取り入れて性犯罪被害者支援の充実を図って頂くため、事業結果の報告書を施策主管課に配布するとともに、HPでも情報提供しております。内閣府において、さらに、独自の工夫をこらしている地方公共団体等についての情報収集・共有を図って参ります。



リーフレット

(4) 民間犯罪被害者支援団体との連携・支援状況

上記のような連携体制の中で、関係諸機関が個別に提供している支援等に犯罪被害者を「途切れることなく（基本法第3条第3項）」つなげる上で、民間の犯罪被害者支援団体の活動に負うところは大きい。もともと基本法に基づく国や地方公共団体の施策・取組に、民間から犯罪被害者等支援活動が先行してきたという経緯はもとより、社会への信頼を失った犯罪被害者等にとって、身近な人々の善意を感じる事が回復の何よりも手助けとなるためである。他方、民間犯罪被害者支援団体の活動は、これを担う個々人の努力に委ねられていることも大きく、団体間・地域

間の差や、支援としての安定性に欠ける面も見受けられ、現在、民間支援団体においても、体制作りが進められているところである（P21コラム5「犯罪被害者としての私」と「犯罪被害者支援の実情と今後の課題」参照）。

第2次基本計画においても、犯罪被害者等支援体制の充実を図る上で、民間支援団体の活動の重要性にかんがみ、内閣府において、地方公共団体に対し犯罪被害者支援団体の実態を把握し連携の強化を図るよう要請することが施策として掲げられている（第4-3-(3)施策番号209、第2章P89参照）ほか、「V重点課題に係る具体的施策—第4 支援等のための体制整備への取組—3 民間の団体に対する援助」として9施策が掲げられている